

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第90号

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条を第11条とする。

第7条中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第10条とする。

第6条第2項中「第2条第4項」を「第3条第4項」に改め、同条を第9条とする。

第5条の3中「第6条」を「第8条」に改め、同条を第8条とする。

第5条の2各号列記以外の部分中「第5条の3第1項及び第3項」を「第7条第1項及び第3項」に改め、「の各号」を削り、同条を第7条とする。

第5条を第6条とする。

第4条第2項中「第2条第4項」を「第3条第4項」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とする。

第2条第2項中「第3条第3号」を「第3条第4号」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(育児休業計画書による再度の育児休業に係る子の養育の方法)

第2条 条例第3条第4号に規定する別に定める方法は、法その他の法律による育児休業及び所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

第1号様式中「第2条及び第3条関係」を「第3条及び第4条関係」に改める。

第2号様式中「第2条関係」を「第3条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第2条」を「第3条」に改める。

第3号様式中「第4条及び第7条関係」を「第5条及び第10条関係」に改め、同

様式注以外の部分中「第4条」を「第5条」に、「第7条」を「第10条」に改める。

第4号様式中「第6条関係」を「第9条関係」に改め、同様式注以外の部分中

請求者以外の子の親	氏名	
	子との同居又は別居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
託児の態様		<input type="checkbox"/> 託児施設 () <input type="checkbox"/> その他 () 託児時間 託児時間 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分
通勤時間		時間 分 (託児先を経由する時間を含む。)

を

請求者以外の子の親	氏名	
	子との同居又は別居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

に改め、同様式注3中「又は託児の態様及び通勤の状況以外の事由により部分休業を必要とする場合」を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)